

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 ウエダ眼科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県下関市秋根南町 1 丁目 1 番 15 号

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 7 月 23 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 8 月 6 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ウエダ眼科	3510114667 /	山口県下関市秋根南町 1 丁目 1 番 15 号	0 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 24 日

令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 3 月 28 日

令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) その他

特になし

様式 2

法人名 医療法人社団 ウエダ眼科

※医療法人整理番号 9 0 0 2 0

所在地 山口県下関市秋根南町1丁目1番15号

財 産 目 録

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 212,004 千円 /
 2. 負 債 額 76,473 千円 /
 3. 純 資 産 額 135,531 千円 /

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	56,042
B 固 定 資 産	155,962
C 資 産 合 計 (A + B)	212,004
D 負 債 合 計	76,473
E 純 資 産 (C - D)	135,531

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 ウエダ眼科
所在地 山口県下関市秋根南町1丁目1番15号

※医療法人整理番号 9 0 0 2 0

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	56,042	I 流 動 負 債	36,473
II 固 定 資 産	155,962	II 固 定 負 債	40,000
1 有 形 固 定 資 産	114,743	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	2,916	負 債 合 計	76,473
3 そ の 他 の 資 産	38,303	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	125,531
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	135,531
資 産 合 計	212,004	負債・純資産合計	212,004

様式4-2

法人名 医療法人社団 ウエダ眼科
所在地 山口県下関市秋根南町1丁目1番15号

※医療法人整理番号 9 0 0 2 0

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	141,282
2 事業費用	133,281
本来業務事業利益	8,001
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,001
II 事業外収益	2,340
III 事業外費用	130
経常利益	10,211
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	10,211
法人税等	1,632
当期純利益	8,579

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団ウエダ眼科		※医療法人整理番号	90020
所在地 山口県下関市秋根南町1丁目1番15号			

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である 法人	有限会社 ウエダコンタク ト	山口県下関市秋根南 町 1丁目1番15号	23,137	コンタクトレン ズ販売	事務委託他	金銭の貸借	5,997	短期借入金	5,997

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
特になし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 ウエダ眼科
理事長 植田 喜一 殿

私（注１）は、医療法人社団ウエダ眼科の令和 6 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 16 日

医療法人社団 ウエダ眼科
監事 上妻 芳光

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。